



剣山

令和8年5月29日 No.3



～教育目標～
みんなで学び
かたをくみあう
げんきな子

運動会まであと1週間。～力を合わせて頑張っています～

校長 小副川 浩

今年度の運動会のテーマは「**最後まで正々堂々頑張ろう**」です。このテーマのもと、子どもたちは毎日の練習に意欲的に取り組んでいます。競技や表現の練習では、「もっとよくしたい」「みんなで成功させたい」という思いをもちながら、友達同士で声をかけ合い、励まし合う姿がたくさん見られます。

練習を重ねるごとに、動きや声にもまとまりが出てきており、一人ひとりの頑張りが学年や全校の力につながっていると感じます。全力で走る姿、大きな声で仲間を応援する姿、友達を気遣いながら行動する姿など、どの場面からも御影小学校の子どもたちらしい素直さや一生懸命さが伝わってきます。また、高学年の子どもたちは係活動や下級生への声かけにも責任をもって取り組み、運動会を支える大切な役割を果たしています。このような姿を前に、私たち教職員も、多くの元気や勇気をもたらしていることを実感するとともに、「御影小学校の子どもたちは素晴らしい！」という思いを新たにしています。

いよいよ運動会本番は、**6月6日(土)**です。当日は、これまで積み重ねてきた練習の成果を、一人ひとりが十分に発揮してくれることと思います。ぜひ多くの保護者・地域の皆様にご来校いただき、頑張る子どもたちへ温かいご声援を送っていただければ幸いです。

運動会は、本校グラウンドにて午前8時45分開始予定です。みんなの笑顔があふれる、思い出に残る一日になることを願っています。



6月の行事予定

- | | | |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 3日(水) 運動会総練習 | 12日(金) 外国語活動 | 22日(月) 児童会 |
| 5日(金) 運動会前日準備 | 尿検査(三次) | 23日(火) 外国語活動 |
| 6日(土) 大運動会 | 15日(月) 児童会 | 4学年PTAレク |
| 8日(月) 振替休業日 | 16日(火) 外国語活動 | 24日(水) 5年書写ボランティア |
| 9日(火) 外国語活動 | 17日(水) 4年書写ボランティア | 26日(金) 外国語活動 |
| 御影小読書週間 | 職員会議 | クラブ |
| 10日(水) 避難訓練 | 18日(木) 歯科検診(4~6年) | 29日(月) 児童会 |
| 11日(木) 移動図書 | 19日(金) しみず読書の日 | 30日(火) 外国語活動 |
| 6年修学旅行保護者説明会
(16時~) | 外国語活動 クラブ | |
| | 歯科検診(1~3年) | |
| | PTA 懇親会(19時~) | |

前期児童会認証式及び総会(5月7日)

児童会書記局、各専門委員長、各学級委員の皆さんに認証書が渡された後、各委員会の計画を審議しました。「ひと工夫」や「新たな試み」が盛り込まれた各委員会の計画を基に、質疑や意見が活発に交わされ、建設的な話し合いを行うことができました。今回話し合われたことを基に、自分たちの手で、さらに楽しく過ごしやすい環境を作ってほしいと思います。互いに協力し、よりよい方法を考えながら企画・実行し、より良い御影小学校にしてくれることを期待しています。



遠足(5月8日)

5月8日(金)、遠足を行いました。天候は雲がかかっている、少し心配でしたが、無事行うことができました。1・2年生は芽室公園、3・4年生は緑ヶ丘公園を目的に、5・6年生は、帯広市内でウォークラリーをしながら緑ヶ丘公園へ行き、その後、帯広駅から御影までJRで帰ってくるというコースでした。それぞれの目的地では、各学級で考えたレクを楽しんだり、おやつを食べたり、遊具で遊んだり、みんなで遠足を楽しみ、素敵な1日となりました。



地域ボランティア活動(5月13日 御影中との合同開催)

御影小学校と御影中学校と一緒に取り組む小中一貫教育の活動の1つ地域の清掃活動を行いました。この活動は一昨年度から始まったもので、小学校高学年の子どもたちと中学生が力を合わせ、町のごみ拾いを行うボランティア活動です。当日は、それぞれの学校からスタートし、ごみを拾いながら集合場所を目指しました。集合場所では、児童会長と生徒会長がみんなの前で立派にあいさつをしてくれました。先輩たちの姿や言葉から、5・6年生の子どもたちもたくさんを感じ、学ぶことができたのではないのでしょうか。これからも、御影の町を大切に思う気持ちを、小中学校ともに育てていきたいと思えます。



御影小学校 PTA 愛校日(5月17日)

野々村 拓 PTA 会長の挨拶の後、みんなで分担して、グラウンドの石拾いや雑草抜き、石の子林の枝拾いやゴミ拾いの作業を行いました。1時間ほどの作業により、グラウンドも石の子林もとてもきれいになりました。日曜日にもかかわらず、大勢の皆さん(今回は70名以上の方に参加していただきました。)に集まっていただき、ありがとうございました。今後も保護者の皆さんと共に、よりよい御影小学校にしていければと思います。(ひぐまの会による環境整備(5月9日)は、天候不良のため、中止とさせていただきます。)



御影小学校公式ホームページ

毎週更新を目標に、学校での出来事などを紹介できるよう努めます。
(毎日の給食の情報もUPしています。)



御影小学校いじめ防止基本方針

裏面に「御影小学校いじめ防止基本方針」を掲載しています。学校全体で取り組んでいる内容です。子どもたちが安心して笑顔で過ごせる学校を目指して、みなさんと思いを共有していただけたら嬉しいです。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



清水町立御影小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為です。一方で、心身の発達途中にある児童にとっては、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性があります。

これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに学校全体で組織的に対応をしていくことを目的に「令和8年度清水町立御影小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。子どもたちのことで心配なことや気になる様子などがありましたら、学校までお知らせくださるようお願いします。

1 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条)

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめとは(いじめの定義 いじめ防止対策推進法第3条)

- 「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む）であって、「いじめ」を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ対策のための組織

- (1) 名称：御影小学校いじめ対策委員会(特別委員会)
- (2) 構成員：校長、教頭、指導部、養護教諭、学校支援委員(指導員、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー)、PTA三役
- (3) 会議：4月(計画会議)、3月(反省会議)、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。
学校支援委員とPTA三役については、4月、3月、その他必要に応じて役員会で情報共有する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
校長、教頭、指導部、当該学年担任、養護教諭(場合によって、教科担任も担当者とする)

5 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、適時アンケートを実施する。(関係機関を含む)
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、指導部が主体となっていく。養護教諭との連携も大切にする。
- (3) いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。
- (4) 児童観察による情報収集
学年所属職員や教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、指導部に報告する。指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。
- (5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (6) 児童会主体によるいじめ防止プログラムの展開
いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、児童の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
- (7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。
- (8) いじめの未然防止に向けて、発達支持的生徒指導、自己肯定感や自己有用感の醸成、多様性を認め互いに支え合う雰囲気づくりを重視した指導の充実を図る。また、いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめについての理解を深める。

6 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。
また、いじめの事実を確認した場合の対応(関係機関(心理や福祉等の専門スタッフ、警察等)との連携、重大事態発生時の対応等を含む)については、法に即して、町教育委員会に指導・助言を仰ぎながら学校とし

て組織的に対応する。

- (2) 校内チームの役割を明確にする。
 - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。
 - ・被害児童への面談
 - ・加害児童への指導
 - ・事実を認識していた児童への指導
 - ・被害・加害児童の保護者への説明と協力依頼(発見後から定期的な経過説明まで)
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組(各領域との連携)
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- (6) 報道機関への対応は校長を窓口に一歩化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

7 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「児童理解交流会」を年3回(5、10、1月)開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。
- (3) 指導力向上により児童理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

8 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。
特別の教科「道徳」の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と児童、児童同士の共感的な関係を深め、豊かな体験を通して道徳性の涵養を図る。
- (2) 特別活動
学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とのかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。
- (3) 総合的な学習の時間
特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標を考えたり社会の中の多くの人とかかわったりする中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

9 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCA サイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、指導部が担う。

10 保護者・地域への情報提供

この基本方針は必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

11 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明(参観日・PTA 総会・学校便り等) いじめ対策委員会①	学級における 「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施
5月	いじめ防止の学級指導、児童理解交流会①、いじめアンケート No.1	
6月	「いじめ対応状況」説明、個人面談	
7月	いじめ対策委員会②、校内支援委員会、学校評価(自己評価)	
8月		
9月	いじめ防止指導強化月間、いじめアンケート No.2	
10月	「いじめ対応状況」説明、教育相談週間、児童理解交流会②	
11月	「いじめ未然防止」の取組(児童会)	
12月	いじめ対策委員会③、校内支援委員会、学校評価(自己評価)	
1月	児童理解交流会③、いじめアンケート No.3	
2月	学校支援委員会、学校評価	
3月	「いじめ対応状況」説明、いじめ対策委員会④	

12 いじめチェックリスト

- いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、懇談、研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- いじめ対応についての校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、年間2回以上のアンケート調査や、定期的な個別面談を実施している。
- 児童がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、定期的にネットパトロールを実施している。